

《 交通安全知識テスト（改正道路交通法編②） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	改正前は免許証の更新のときだけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに、受けることとなります。
2	○	対象となるのは18の違反行為です。「一定の違反行為の例」としては、信号無視、通行区分違反、一時停止不停止です。
3	○	臨時高齢者講習は、個別指導と実技指導になります。
4	○	改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることとなります。
5	○	その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。